

令和8年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金） 午後4時30分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員（14人）

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	2 番	春 摘 要	3 番	宮 内 敬 介	
	4 番	竹 下 るみ子	5 番	林 悦 子	
	6 番	草 刈 満 男	7 番	青 木 正 篤	
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実	
	1 0 番	葉 狩 健 一	1 1 番	池 本 英 夫	
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広	1 8 番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 農地法第3条の規定による許可申請について

第2 農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	山 中 章 弘	書 記	長 石 泰 代
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後4時30分)
事務局長	ただ今から、令和8年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し14名の出席ですので、総会は成立しております。 それでは、開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、7番 青木 正篤委員、9番 浮田 益実委員をお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 番号1です。 権利種別は、3条の有償移転です。 農地の所在が、大字野原地内、地目は田、面積は386㎡です。 譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 譲受人の〇〇〇〇さんですが、病気をされて、自宅から離れた農地では耕作をすることが出来なくなったとのことですが、農地として草刈り等の維持管理はきちりとされています。 このような状況ではあるが、野菜等を作っていきたいとのことで、自宅の近所であれば耕作することが出来るので、本申請農地を譲り受けて農業をしたいとのことでした。 遊休農地の本申請農地を〇〇〇〇さんが譲り受けることで、耕作地になること、

	〇〇〇〇さんが所有されている他の農地も維持管理されることから、本申請を受け付けました。 場所ですが、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。 〇〇〇〇中程の農地になります。 1ページに位置図と現況写真、2ページがその公図となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、4番 竹下 るみ子委員に事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4番	議案第1号 番号1について、調査の結果を報告します。 7月5日に申請者の〇〇さんにお会いし、確認いたしました。 農地法第3条の審査結果に基づき調査しました。 譲渡人の〇〇〇〇さんは、10年ほど前に離農して機械も手放し、現在自分では耕作は全然しておられないため、農地を維持していくというのは今後難しいというような状況です。 また、譲受人につきましては、事務局の方から詳しい説明がありましたが、自宅の地続きの田んぼでありまして、以前にも耕作されていたという経緯もあり、これからすぐに稲作は難しくとも、畑として耕作管理していきたいということであり、申請の通りで問題はないと思います。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
11番	〇〇〇〇さんは自然農法？
4番	はい。
11番	家の隣が畑ですね。
4番	はい。 心のよりどころにもなることですし、田んぼは作らせてあげたいと思います。
8番	〇〇さんの年齢は？
4番	73才くらいだと思います。
6番	番地が一緒というのは親子というわけではないんですか。

事務局長	ないですね。 ただ、番地が一緒という事例はあちこちにあります。
議長(会長)	その他ありますか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に議案第1号 番号2について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。 番号2です。 権利種別は、3条の有償移転です。 農地の所在が 大字野原地内、地目は田、面積は297㎡です。 譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さん。 申請事由としましては、〇〇〇〇さんの経営規模縮小、〇〇〇〇さんの経営規模拡大となっております。 場所ですが、別冊の申請位置図の3ページをご覧ください。〇〇〇〇中程の〇〇〇〇近くの農地になります。 3ページに位置図と現況写真、4ページがその公図となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、4番 竹下 るみ子委員に事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
4番	議案第1号番号2について調査の結果を報告します。 同じく7月5日に申請者に確認しました。 農地法第3条の審査基準に基づき調査をいたしました。 譲渡人につきましては、1番で報告しましたように、現在は離農で経営縮小、部落内の土地はなるべく誰かに作ってもらいたい、荒らしたくないというようなことで探しておられたようです。 譲受人の〇〇〇〇さんは地域の中でも数少ない耕作者の1人であり、今後も効率的に利用されるものと思われます。

	申請の通りで問題ないと思っております。 以上です
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
1 3 番	今、ここは誰が植えてるんですか。
4 番	今は〇〇さんが植えておられますけど、その前までは〇〇さんが借りて植えておられたみたいです。 上の田んぼが〇〇さんですし、下が〇〇さんの家ですし、この申請地は間です。
3 番	譲渡人の〇〇さんの経営面積を見ると44aあるんですけども、もうされてない残りの農地は今どうなってるんですか。
4 番	家の一番近くの〇〇の下の辺りには、ちょっと大きい田んぼがあるんですけども、それは草刈りだけはしておられるみたいですし、〇〇の山際の方は、ちょっと荒れた状態で放ってしまっているということは、話しておられました。
議長(会長)	その他よろしいですか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第1号 番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について」を議題とします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の2ページをご覧ください。 6月19日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、全て田で924㎡です。 利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。

	期間につきましては、5～10年未満で924㎡となっております。 それでは、3ページで詳細について説明いたします。 （議案書に基づいて、個別の農用地利用集積等促進計画の内容を説明） 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
6 番	新規っていうか、始まる年が今年の9月1日で稲刈りの前なんだけど、既にもうこの人が作ってるんですよね。
議長(会長)	はい。 今年からやめられるということで、振り分けてしています。 申請が遅れてきたんですが、もう作ってます。 その他よろしいですか。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。 それでは採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。
閉 会	(閉 会 午後4時52分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年7月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 青 木 正 篤

智頭町農業委員会委員 浮 田 益 実